

# 産業構造審議会 活動報告書

平成21年8月20日



# 目 次

## 産業構造審議会活動の概要

|               |   |
|---------------|---|
| 現在の組織 .....   | 5 |
| 開催状況 .....    | 5 |
| 答申・報告書等 ..... | 5 |
| 組織図 .....     | 6 |

## 組織の変更

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 産業技術分科会 .....     | 9   |
| 情報経済分科会 .....     | 1 1 |
| 知的財産政策部会 .....    | 1 2 |
| 産業金融部会・流通部会 ..... | 1 5 |

## 答申・報告書等

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 産業技術分科会 .....     | 1 8 |
| 航空機宇宙産業分科会 .....  | 2 3 |
| 伝統的工芸品産業分科会 ..... | 2 4 |
| 情報経済分科会 .....     | 2 5 |
| 商品取引所分科会 .....    | 2 9 |
| 知的財産政策部会 .....    | 3 2 |
| 産業金融・流通部会 .....   | 3 3 |
| 通商政策部会 .....      | 3 5 |
| 環境部会 .....        | 3 6 |
| 化学・バイオ部会 .....    | 3 9 |
| 消費経済部会 .....      | 4 1 |



## 産業構造審議会活動の概要

### 現在の組織

産業構造審議会は現在 10 の分科会と 10 の部会、44 の小委員会および 26 のワーキンググループ（WG）、3 の検討会等によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について調査審議を行っている。

特に直近の一年間では、2 の小委員会、2 のWG、1 の専門委員会等が新設された。

これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等は次章で詳しく紹介しているが、いずれの組織も日々変化する我が国経済の新たな課題について活発な審議を行っている。

### 開催状況

直近の一年間で、総会 1 回、分科会 / 部会 15 回、小委員会等 78 回、ワーキンググループ等 39 回、総計 133 回開催されており、開催状況・議事要旨は随時、経済産業省のホームページにおいて広く公開されている。

### 答申・報告書等

直近の一年間に 20 件の答申・報告書等のとりまとめがなされており、その概要は経済産業省のホームページにおいても公開されている。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映されていくものと位置づけられている。

図 産業構造審議会の組織(平成21年8月20日現在)

|             |                              |                                     |
|-------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 産業構造審議会     |                              |                                     |
| 地域経済産業分科会   | 工場立地法検討小委員会                  |                                     |
| 貿易経済協力分科会   | 経済協力小委員会                     |                                     |
|             | 安全保障貿易管理小委員会                 | 制度改正WG                              |
|             | 特殊貿易措置小委員会                   |                                     |
|             | 国際商取引関連企業行動小委員会              |                                     |
|             | 貿易保険小委員会                     |                                     |
| 産業技術分科会     | 基本問題小委員会                     |                                     |
|             | 知的基盤整備特別委員会                  |                                     |
|             | 評価小委員会                       | 超先端電子技術開発促進事業追跡評価WG                 |
|             |                              | 分散型電池電力貯蔵技術開発プロジェクト追跡評価WG           |
|             | 産学連携推進小委員会                   |                                     |
|             | 研究開発小委員会                     |                                     |
| 航空機宇宙産業分科会  | 航空機委員会                       | 小型旅客機開発事業推進専門委員会                    |
|             | 宇宙産業委員会                      | 宇宙産業化WG                             |
| 車両競技分科会     | 車両競技活性化小委員会                  |                                     |
| 繊維産業分科会     | 基本政策小委員会                     | 自立事業審査・検討WG                         |
| 伝統的工芸品産業分科会 | 指定小委員会                       |                                     |
| 情報経済分科会     | 商務情報政策基本問題小委員会               |                                     |
|             | 情報セキュリティ基本問題委員会              |                                     |
|             | ルール整備小委員会                    |                                     |
|             | 情報サービス・ソフトウェア小委員会            | 人材育成WG                              |
|             | 基本問題小委員会                     |                                     |
| 商品取引所分科会    | 海外商品先物取引等小委員会                |                                     |
| 割賦販売分科会     | 基本問題小委員会                     |                                     |
| 基本政策部会      |                              |                                     |
| 新成長政策部会     | 競争環境整備小委員会                   | エネルギーWG                             |
|             | 経営・知的資産小委員会                  |                                     |
|             | サービス合同小委員会                   |                                     |
|             | 基本問題検討小委員会                   |                                     |
| 知的財産政策部会    | 特許制度小委員会                     | 通常実施権等登録制度WG                        |
|             |                              | 審査基準専門委員会                           |
|             |                              | 特許権の存続期間の延長制度検討WG                   |
|             | 弁理士制度小委員会                    |                                     |
|             | 技術情報の保護等の在り方に関する小委員会         | 営業秘密の管理に関するWG                       |
|             | 商標制度小委員会                     | 新しいタイプの商標に関する検討WG                   |
|             | 意匠制度小委員会                     | 意匠審査基準WG                            |
| 産業金融部会      | 産業発展・経済成長に寄与する金融の在り方に関する小委員会 |                                     |
|             | 商取引の支払に関する小委員会               |                                     |
| 通商政策部会      | 不正貿易政策・措置調査小委員会              |                                     |
| 環境部会        | 地球環境小委員会                     | 市場メカニズム専門委員会                        |
|             |                              | 将来枠組み検討専門委員会                        |
|             |                              | 鉄鋼WG                                |
|             |                              | 自動車・自動車部品・自動車車体WG                   |
|             |                              | 電子・電機・産業機械等WG                       |
|             |                              | 化学・非鉄金属WG                           |
|             |                              | 製紙・板硝子・セメント等WG                      |
|             |                              | 資源エネルギーWG                           |
|             |                              | 流通・サービスWG                           |
|             | 廃棄物・リサイクル小委員会                | 基本政策WG                              |
|             |                              | 容器包装リサイクルWG                         |
|             |                              | 電気・電子機器リサイクルWG(含:自動車用バッテリーリサイクル検討会) |
|             |                              | 自動車リサイクルWG                          |
|             |                              | 産業環境リスク対策合同WG                       |
|             | 産業と環境小委員会                    |                                     |
|             | 自主行動計画評価・検討制度小委員会            |                                     |
| 化学・バイオ部会    | 化学物質政策基本問題小委員会               | 化学物質管理制度検討WG                        |
|             | リスク管理小委員会                    | 産業環境リスク対策合同WG                       |
|             | 組換えDNA技術小委員会                 |                                     |
|             | 微生物開放系利用技術小委員会               |                                     |
|             | 地球温暖化防止対策小委員会                | フロン回収・破壊WG                          |
|             | 化学物質管理企画小委員会                 | 化学物質管理・審査制度検討WG                     |
| サービス政策部会    | サービス合同小委員会                   |                                     |
| 流通部会        | 専門調査会                        |                                     |
|             | 商取引の支払いに関する小委員会              |                                     |
| 消費経済部会      | 製品安全小委員会                     |                                     |
|             | 特定商取引小委員会                    |                                     |

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会

家電リサイクル制度における品目追加等検討会

リユース等適正排出促進手段検討会

# 組織の変更



## 産業技術分科会

「基本問題小委員会」(平成20年12月設立)

小委員長：木村孟(文部科学省顧問(前大学評価・学位授与機構長))

## 設立趣旨

人口増加、資源・エネルギー制約、食糧・水不足、地球温暖化等の世界的課題に対応し、我が国の持続的成長のためにイノベーションが果たすべき役割は今後ますます重要になると予想され、加えてアジア等の急速な追い上げによる国際競争の熾烈化は、技術の高度化・複雑化等と相俟って、民間企業における企業経営や研究開発活動に新たな対応を迫る契機となっている。

このようなイノベーションを巡るグローバルな環境変化に対応し、我が国の経済発展と国民の豊かさを持続的に確保するためには、オープンイノベーションへの対応力の強化など、新たな競争モデルの変化に対応した産業技術政策の在り方について検討することが喫緊の課題である。

また、第4期の科学技術基本計画に向けた検討も今後予定されており、中長期的な産業技術政策の在り方についても検討が必要である。

以上の状況を踏まえ、産業技術分科会の下に基本問題小委員会を設置し、新たな環境変化に対応した産業技術政策の在り方について、検討する。

## 検討事項

- (1) 民間企業における研究開発とオープンイノベーション
- (2) 国の研究開発におけるオープンイノベーションの動向と方向性

## 審議スケジュール

- 第1回 平成20年12月3日 産業技術政策に関する今後の検討(基本問題小委員会の設置と今後の検討の進め方)、オープンイノベーションを促進するための総合的な制度整備の方向性について
- 第2回 平成20年12月16日 オープンイノベーションを促進するための総合的な制度整備の方向性について、産業技術政策に関する今後の検討
- 第3回 平成21年2月2日 産業技術政策に関する今後の検討
- 第4回 平成21年2月18日 産業技術政策に関する今後の検討(研究開発・産学連携推進各小委における検討状況、基本小委における論点整理)
- 第5回 平成21年3月11日 産業技術政策に関する今後の検討(論点整理案)
- 第6回 平成21年6月9日 産業技術政策に関する今後の検討(研究開発・産学連携推進各小委中間報告(案)、基本小委中間報告素案)
- 第7回 平成21年7月1日 産業技術政策に関する今後の検討(中間報告案)

## 産業技術分科会評価小委員会

「超先端電子技術開発促進事業追跡評価WG」(平成21年1月設立)

座長：菊池純一(青山学院大学教授)

### 設立趣旨

追跡評価は、実施した研究開発プロジェクトが社会に与えた効果やインパクトについて明らかにするとともに、今後実施されるプロジェクトの企画立案、運営方法及びフォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年が経過した後に行う評価である。

平成7年度から平成13年度にかけて実施された「超先端電子技術開発促進事業」は、本格的な高度情報化社会の実現に向けて、低消費電力フルカラー液晶ディスプレイ等を実現するための先端的要素技術を開発するために実施されたものである。本事業が終了した直後に行った事後評価においては、民間が本事業の成果を活用しつつ研究開発を進めていく事が重要との提言がなされた。更に、本事業の成果は、開発対象技術の先進性に加えて、様々な技術の発展に大きく関連しているものと考えられたため、平成20年度の追跡評価の対象として、「超先端電子技術開発促進事業」を取り上げ、以下のWGを設置し、検討を行うこととした。

### 検討事項

対象プロジェクト(「超先端電子技術開発促進事業」)の追跡評価を実施した。

### 審議スケジュール

第1回 平成21年2月16日 追跡調査結果の報告

第2回 平成21年3月27日 追跡評価報告書(案)の審議

## 情報経済分科会

「基本問題小委員会」(平成20年12月設立)

小委員長：國領二郎(慶應義塾大学総合政策学部教授)

## 設立趣旨

現下の世界的な金融経済変動の結果、減速を余儀なくされている我が国経済・産業、地域・中小企業の活性化、さらにはそれを支える情報システムの信頼性向上及び地球環境問題への対応に向けた、ITによる取組の強化について、機動的かつ集中的に議論するため、情報経済分科会の下に、基本問題小委員会を設置する。

## 検討事項

- (1) ITとサービス・コンテンツ融合による新産業群の創出とそのための環境整備
- (2) ITの戦略的活用による産業競争力強化と地域経済の活性化
- (3) 情報システムの信頼性・安全性の確保
- (4) 地球環境に配慮したIT利活用の推進

## 審議スケジュール

|     |             |                     |
|-----|-------------|---------------------|
| 第1回 | 平成20年12月19日 | 基本問題小委員会の主要論点について   |
| 第2回 | 平成21年1月22日  | 基本問題小委員会の主要論点について   |
| 第3回 | 平成21年2月16日  | 基本問題小委員会の主要論点について   |
| 第4回 | 平成21年2月26日  | 基本問題小委員会の主要論点について   |
| 第5回 | 平成21年3月6日   | 高度IT人材の育成について       |
| 第6回 | 平成21年3月16日  | 新しいIT戦略における検討項目について |
| 第7回 | 平成21年4月16日  | ITを巡る今後の戦略のポイントについて |
| 第8回 | 平成21年4月30日  | ITを巡る今後の戦略のポイントについて |
| 第9回 | 平成21年5月14日  | ITを巡る今後の戦略のポイントについて |

## 知的財産政策部会

「営業秘密の管理に関するワーキンググループ」(平成21年8月設立)

座長：土肥一史(一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)

### 設立趣旨

本年4月に不正競争防止法が改正され、営業秘密の侵害に対する刑事罰が強化された。知識集約型経済の発展に伴い、企業価値の源泉である技術、ノウハウ等の無形の知的資産の保護・活用が一層重要となる中においては、事業者が改正法の趣旨を活かしながら、知的資産の保護を十分に図ることにより国際競争力の維持・強化につなげていくことが極めて重要である。特に、知的資産は現場の従業員の成果として生み出されるものであることから、事業者にとっては、従業員の理解に資する明確な営業秘密の管理に関する規程の策定に努めることが必要である。

また、中小企業等に対しては、その実態に応じた管理を促すことにより、我が国産業競争力の基盤となっている技術、ノウハウ等を保護することがこれまで以上に重要となる。

したがって、事業者の適切な情報管理に向けたアプローチを支援するため、営業秘密の管理等の実態に精通した実務家等で構成される「営業秘密の管理に関するワーキンググループ」を設置し、営業秘密管理指針の改訂に向けた検討作業を開始する。

### 検討事項

- (1) 営業秘密管理指針改訂の基本方針について
- (2) 改正法の内容について
- (3) 企業の実態を踏まえた適切な秘密管理の在り方について
- (4) 中小企業に配慮した管理指針の在り方について
- (5) その他の検討事項

### 審議スケジュール(予定)

第1回 平成21年8月4日 論点提起

9月以降 各団体からのヒアリング

12月目途 「営業秘密管理指針(改訂版)」とりまとめ案の提示

## 知的財産政策部会

「審査基準専門委員会」(平成20年9月設立)

座長：中山信弘(明治大学教授・弁護士・東京大学名誉教授)

### 設立趣旨

我が国では、(1)技術、産業、社会の動向を踏まえた制度・運用の検討、(2)国際調和、(3)審査、審判、裁判における判断の調和といった観点から、特許法改正や特許・実用新案審査基準(以下、「審査基準」という)の策定・改訂により特許審査の運用の明確化や特許性に関する予見可能性の確保に努めてきた。

しかし、技術、産業、社会動向が常に変化する今日、我が国におけるビジネスリスクを低減させるためには、これらの変化に速やかに対応することが求められている。また、検討に際しては、手続の透明性を確保するための枠組みが必要である。

こうした観点を踏まえ、特許庁が設置した「イノベーションと知財政策に関する研究会」の報告書において、「審査基準を恒常的に見直し、特許制度の安定性を高めるために透明で予見性の高い特許審査メカニズムを構築する」ことが提言され、また「知的財産推進計画2008」においても、「特許の審査基準に関する検討手続の透明性の一層の向上を図りつつ、審査基準を、技術、産業及び国際的な動向に適切に対応し、審査、審判、裁判における判断の調和に資するものとするために、司法関係者、弁理士、法学者、経済学者、科学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会(仮称)」を2008年度中に設置し、審査基準を定期的に点検する。」とされた。

そこで、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に審査基準専門委員会を設置し、イノベーションの促進、国際調和の促進等、技術や産業の動向を踏まえつつ、審査基準の在り方について審議する。

### 検討事項

- (1) 審査基準の在り方について
- (2) 審査基準の改訂について

### 審議スケジュール

- 第1回 平成20年11月 5日 審査基準の位置付けについて、微生物等の寄託の要否に関する事例集(案)について、明細書等の共通出願様式について等
- 第2回 平成21年 4月 7日 進歩性の審査基準について等
- 第3回 平成21年 6月30日 進歩性の審査基準について、先端医療分野の審査基準の改定について等

## 知的財産政策部会

「特許権の存続期間の延長制度検討ワーキング・グループ」

(平成20年9月設立)

座長：長岡貞男（一橋大学イノベーション研究センター教授）

## 設立趣旨

特許権の存続期間の延長制度導入から20年が過ぎ、遺伝子組換え生物やナノテクノロジーを用いたDDSなどの革新的新技術の開発が進む中で、2007年10月に取りまとめられた、知的財産戦略本部知的財産による競争力強化専門調査会報告書「知財フロンティアの開拓に向けて」(分野別知的財産戦略)において、医薬品や農薬に限らず「行政処分を受けるために長期間を要し、このため特許権の存続期間が実質的に縮減しているケースについては、権利者の投資コストの回収を十分に行えるようこれを補完することが必要な可能性があり、この点について調査・検討の必要がある」と提言されている。

こうした状況を踏まえ、2008年6月に開催された知的財産戦略本部において決定された「知的財産推進計画2008」において、当該延長制度の対象の見直しをはじめとする制度全般の在り方につき、国際的な動向等も踏まえつつ、総合的な検討を行うこととされた。

そこで、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に特許権の存続期間の延長制度検討ワーキング・グループを設置し、総合的な審議を行う。

## 検討事項

- (1) 延長制度の対象分野とする法規制について
- (2) DDSのように革新的な製剤技術を用いた剤型のみが異なる革新的医薬の処分に基づく特許権の延長の要否について（延長制度の対象となる薬事法の処分について）
- (3) 一処分あたりに延長できる特許権の数等の制度全般について

## 審議スケジュール

第1回 平成20年10月30日 延長制度の対象分野とする法規制について

第2回 平成20年12月24日 延長制度の対象となる薬事法の処分について

第3回 平成21年 2月 9日 延長制度の対象となる薬事法の処分について、その他の制度全般について等

第4回 平成21年 3月24日 延長制度の対象分野とする法規制について、延長制度の対象となる薬事法の処分について等

第5回 平成21年 7月16日 中間とりまとめ案について等

## 産業金融部会・流通部会

「商取引の支払に関する小委員会」（平成20年9月設立）

小委員長：落合誠一（中央大学法科大学院教授）

### 設立趣旨

少額代金の支払手段として、現金、銀行口座振込、クレジットカード等が多く利用されてきたが、近年、インターネット取引の発展、キャッシュレス取引のニーズの増大等を背景に、収納代行、代金引換や電子マネー等の新しい支払サービスが発展し、消費者にとっても利便性の高い支払サービスとして広く普及している。

これら新たな支払サービスについては、多様な分野の事業者が参入して、イノベーションや消費者利便を競い合う状況が生まれている。他方、金融規制等の既存法の適用関係に不明確な部分もあり、事業者にとってのリスク要因となっている。

また、これらの支払サービスの更なる発展のために消費者の安全・安心を高める仕組みも必要となっている。

このため、産業構造審議会産業金融部会及び流通部会の下に「商取引の支払に関する小委員会」を設置し、消費者の安全・安心とイノベーションを両立させるべく、新たな支払サービスに関する諸課題について検討を行うこととする。

### 検討事項

- （１）支払サービスに係るルール整備のあり方について
  - 少額送金サービス
  - 商取引と一体となった支払サービス
  - 企業ポイント
- （２）商取引と一体となった支払手段（収納代行・電子マネー）に係る課題の検討

### 審議スケジュール

第１回 平成20年9月17日 新たな支払サービスの現状と課題

第２回 平成20年10月6日 収納代行・代金引換等について

第３回 平成20年10月23日 （１）送金サービスについて

（２）電子マネー及び企業ポイントについて

第４回 平成20年11月21日 報告書（案）について

第５回 平成21年4月27日 小委員会報告書を踏まえた検討結果について

# 答申・報告書等



## 産業技術分科会

### 「イノベーション力を強化する産業技術政策の在り方（中間報告書）」

基本問題小委員会（平成21年8月）

#### 中間報告書の概要

産業技術分科会基本問題小委員会では、イノベーションを巡るグローバルな環境変化に対応した中長期的な産業技術政策の在り方に関する検討を行い、我が国産業技術が抱える課題、今後取り組むべき方向性及び取り組むべき具体的政策をからなる中間報告書を取りまとめた。

#### （１）我が国産業技術が抱える課題

我が国は、基礎的な科学技術力は日米欧の３極の一角を維持しているが、近年、科学技術力が新製品の市場開拓に結びついておらず、研究開発投資の収益力が低下している。我が国の研究開発システムは、景気後退による研究開発投資の冷え込みという「景気循環要因」と、出口を見据えた研究開発を行うシステムの弱さという「構造的要因」の２つの危機要因に直面している。

#### （２）今後、取り組むべき方向性

民間企業が、景気後退を理由に将来の成長の糧となる研究開発を縮小することは、技術的知見や人材の散逸をもたらし、景気回復時のイノベーションによる成長力をも喪失させるおそれがあるため、政策的な下支えが重要。

また、我が国がイノベーションを経済成長のエンジンとするためには、世界の研究開発の競争モデルの変化を踏まえ、我が国の研究開発システムを出口を見据えたオープン・イノベーション型へシフトさせる必要がある。

#### （３）取り組むべき具体的政策

我が国のイノベーション力を強化する観点から、第四期科学技術基本計画への反映も視野に、以下の産業技術政策に取り組むことが必要。

研究開発投資の維持・強化（税制拡充、政府研究開発投資 GDP 比 1%堅持）

民間研究開発投資の維持・拡大、研究開発人材・知識の散逸の防止 等

出口を見据えた国家技術戦略への転換（コンセプトドリブン型技術戦略）

政府の科学技術重点分野の見直し、出口を見据えた研究開発に対する評価の在り方の確立、研究開発独法や大学に係る一律の「制約」の除去 等  
出口を見据えた研究開発システムの強化（拠点形成）

競争優位基盤としての「協調」と「競争力」を高める技術開発の強化 等  
出口を見据えた研究開発システムを支える人材育成、ベンチャー、地域リソースの結集 等

イノベーションと社会ニーズとの好循環の強化

## 産業技術分科会

「オープンイノベーションを促進するための総合的な制度整備の方向性について（中間とりまとめ）」

基本問題小委員会（平成20年12月）

### 中間とりまとめの概要

産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会では、オープンイノベーションを促進するための総合的な制度整備の方向性について検討を行い、共同研究開発のための組織整備、試験研究を行う独立行政法人と企業の連携強化、特許資源の活用、中小企業の活力の活用等を中心に、下記の報告をとりまとめた。

#### （１）オープンイノベーションの重要性と政策の方向性

新たな経済成長への道を切り拓いていくためには、一層の研究開発力の強化を図り、革新的技術で困難を一つ一つ克服していく必要があり、そのためには、オープンイノベーションの促進が有力な方策である。

オープンイノベーションを推進するための制度面での取組として、企業の連携を促進するための共同研究開発に適した組織や、公的資金による研究資源及び研究成果の効率的かつ適切に活用できる制度等の整備が必要である。

#### （２）現状の問題点

共同研究開発に適した組織として鉦工業技術研究組合が存在するが、本組合では研究開発終了後に製品製造等の事業を行うことができないため、研究成果を各組合員が必ず持ち帰らなければならない。研究成果を共同で実用化するためには、組合の解散手続、別会社等の設立や成果を含む事業の譲渡等を行う必要があり、その煩雑さから、実際には行われていない。

また、公的資金による研究資源及び研究成果の活用を行う上で、公的研究機関は重要な存在であるが、試験研究を行う独立行政法人においては企業からの受け入れ外部資金が近年減少傾向にあり、その連携を促進するための制度的な措置が必要である。

#### （３）制度整備の方向性

共同研究開発の組織に関する制度整備

- ・研究成果の実用化を促進するため、鉦工業技術研究組合の会社への組織変更、分割を可能に。
- ・賦課金前払制度の導入、設立要件の緩和等、制度の現代化。

試験研究独立行政法人と企業の連携強化等に関する制度整備

国有特許の低廉実施等による特許資源の活用促進等

中小企業者による鉦工業技術研究組合の利用促進のための制度整備

## 産業技術分科会

### 「中期的な研究開発政策のあり方～競争と共創のイノベーション戦略～（中間取りまとめ）」

研究開発小委員会（平成21年6月）

#### 中間取りまとめの概要

次期科学技術基本計画の立案審議が始まることを踏まえ、政府研究開発投資の重点化のあり方、研究開発のマネジメントのあり方、研究開発人材の育成のあり方等、「中長期的な研究開発政策のあり方」について中間取りまとめ。

#### （１）研究開発政策を巡る現状と課題

経済・社会を巡る状況変化（経済・産業構造の脆弱性の顕在化、不確実性の増大、少子高齢化・資源枯渇等の制約要因の増大）、イノベーションを巡る環境変化（国際的イノベーション環境の変化、日本固有のイノベーション生態系の課題）を踏まえた研究開発政策の転換が必要。

#### （２）今後の中長期的な研究開発政策のあり方

政府研究開発投資の重点化のあり方

- ・国家的課題の解決に対して「科学技術が挑むべき課題」について集中投資する枠組みの構築
- ・コア産業に不可欠な学術領域に最適投資する一方で多様性ある基礎研究を促進しかつ有効な連携を実現する仕組みの構築

政府研究開発投資のマネジメントのあり方

- ・基盤的資金と競争的資金のバランス、公的研究機関（研究独法）の役割、ナショナル・プロジェクトの役割などの明確化

#### （３）第4期科学技術基本計画に向けて（10の課題に集約）

集中と多様性のバランスング

- ・国家課題に対応した重点化の枠組みの構築
- ・多様性ある基盤的研究の質の向上
- ・集中と多様性のバランスングのための枠組み構築と透明性確保

競争と協調を最適化する研究開発マネジメントの構築

- ・競争の失敗を補完し共創の価値を創造するナショプロの推進
- ・ナショナル／グローバルなイノベーション拠点の形成
- ・公的研究機関の役割の再構築

日本の科学技術人材の最適登用と育成戦略の再建

- ・秀でた人的資源の重心移動
- ・理工系教育の再建
- ・研究開発マネジメント人材市場の創出

世界に開かれ魅了する研究環境の構築

- ・世界的研究環境の構築と国際戦略の明確化

## 産業技術分科会

### 「産学連携の現状と今後の取組（中間取りまとめ）」

産学連携推進小委員会（平成21年7月）

## 中間とりまとめの概要

産業構造審議会産業技術分科会産学連携小委員会では、新たな産学連携のあり方とその実現にむけた、課題と今後の方向性、人材育成、産学連携機能強化、経済社会ニーズと大学の機能について検討を行ってきた。現状認識と今後の取組を中心に、中間とりまとめとして下記の報告をとりまとめた。

### （１）産学連携を巡る現状と課題

我が国の産学連携は、近年10年間で大きく拡大してきたが、その背景には、大学と産業界が産学連携活動を有効な手段として捉えてきたことがある。しかしながら、現下の厳しい経済情勢の下、多くの企業において、産学連携共同研究や委託研究を真に必要なものに限定する動きが見られる中で、新たな産学連携実現に向けた、体制・環境整備、人材育成等の仕組みが必要である。

### （２）今後の方針及び具体的な取組（11の提言）

現状と課題を踏まえた、今後の方向性や具体的対策についての提言は以下のとおり。

成果を出せる産学連携の体制・環境整備

- ・ 本格的な産学連携のための拠点整備
- ・ 研究支援体制の抜本的強化
- より広がりとお行きをもった新しい連携の実現
- ・ 第三の競争的資金の設立などによる大学の機能拡大
- 大学発ベンチャーの支援のあり方
- ・ 大学発ベンチャーの質的向上

我が国の将来を支える人材の維持・育成

- ・ 社会のニーズを踏まえた人材育成
- ・ トップレベルの人材やグローバル人材の育成
- ・ 次世代産業を担う高度技術人材の育成
- ・ 博士人材・ポスドク人材の産業界での活躍
- ・ 若者の工学離れの解消
- ・ 女性・外国人・シニア等の多様な人材の活用
- 地域経済の活性化と大学の機能・期待
- ・ 地域における中小企業との連携の活性化

## 産業技術分科会

「産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会における評価報告書（報告書）」

評価小委員会（平成21年1月、平成21年3月、平成21年4月、平成21年6月）

## 報告書の概要

産業技術分科会評価小委員においては、平成13年4月の第1回の開催から、経済産業省技術評価指針に基づき研究開発事業等の評価に係る審議を行ってきており、審議・了承された評価結果は評価報告書として取りまとめている。

直近の評価小委員会（平成21年1月28日、平成21年3月24日、平成21年4月23日、平成21年6月24日）では51件について審議、了承され、評価報告書として取りまとめた。

取りまとめた評価結果は、より効率的・効果的な研究開発の実施や資源配分の重点的・効率的配分等に反映することとしている。

また、評価小委員会では、研究開発プロジェクトが社会に与えたインパクトについて明らかにするとともに、今後実施されるプロジェクトの企画立案、運営方法及びフォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年を経たものを対象に、必要に応じて追跡評価を実施しており、上述の評価件数にはこれらも含んでいる。直近では、「超先端電子技術開発促進事業」を取りあげて追跡評価し、審議・了承され、評価報告書として取りまとめた。

## **航空機宇宙産業分科会**

「次世代中小型民間輸送機用エンジンの国際共同開発等に係る航空機工業振興法第3条第1項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針の改定に関する答申」(答申)

航空機委員会(平成21年7月)

### **答申の概要**

次世代中小型民間輸送機用エンジンの国際共同開発等に係る航空機工業振興法第3条第1項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針の改定について、適切であると認める。

## 伝統的工芸品産業分科会

「越後三条打刃物の伝統的工芸品の指定及び岩谷堂筆筥の伝統的工芸品の指定  
の内容変更について」(答申)

指定小委員会(平成21年2月9日)

### 答申の概要

越後三条打刃物の伝統的工芸品の指定及び岩谷堂筆筥の伝統的工芸品の指定の内容変更について審議したところ、共に伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定されている以下の指定要件を満たしているため、了承された。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されているものであること。
- (5) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているものであること。

伝統的工芸品の指定の内容変更についても、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定に基づき、上記要件を準用する。

## 情報経済分科会

### 「ITを巡る今後の戦略の検討ポイント（報告書）」

基本問題小委員会（平成21年6月）

## 報告書の概要

産業構造審議会情報経済分科会基本問題小委員会では、あらゆる企業、社会的機関（政府、医療、教育等）、個人が水平方向でつながりあい、そこで流通する膨大な量の情報を低コストで発信・獲得・解析し、新たな付加価値を創造する時代（21世紀型社会経済モデル）が到来しつつあることから、そうしたITの進化による経済社会の変革の動きと、それを支える情報システム・ソフトウェアの信頼性・安全性の向上、地球環境問題等の世界が直面する今日的課題の解決など、ITを巡る今後の戦略の検討ポイントを整理した。

### （１）目標

経済、社会、文化を含めた日本の「国」としての競争力を高め、低炭素社会の実現など世界共通の今日的課題を克服するとともに、ITが持つ創造と革新の力を十分に発揮させる仕組みにおいて常に世界をリードしていく。

### （２）構造改革・課題解決（重点プロジェクト）

#### 電子政府・電子自治体分野

ITを活用した真の国民利便性の実現、徹底した業務改革による行政改革の推進、行政が蓄積した情報の活用による知識経済改革、官民のサービスのシームレス化、責任体制と評価の確立による電子政府の推進が必要。

#### 医療改革

技術的課題の解決等による確実な救急搬送や医療・保険事務の効率化の実現、医療機関、健康サービス等をネットワークで連携することによる総合医療健康情報サービスの実現を目指す。

#### 教育改革

ITを活用した教育環境の整備により将来の情報社会を担う素養を育み、また、校務の効率化により教員に生徒に向き合う時間的余裕を作るとともに、国際的な視点も取り入れた高度IT人材の育成を目指す。

### （３）産業・地域の活性化及び新産業の育成

グリーンITで世界を牽引することによるリーダーシップの発揮、IT活用による自動車等リーディング産業の競争力強化、地域中小企業の活性化とそれを支える地域ベンダの活性化、アジア知識経済圏の構築を目指す。

### （４）デジタル基盤の整備

規制制度等のITの活用を前提とし、ITの活用を促進する方向への転換、誰でも、いつでも、どこからでも必要な情報にアクセスでき、官民から様々なサービスが提供されるIT活用基盤の整備、情報セキュリティ・システム信頼

性を確保することが必要。

## 「情報セキュリティガバナンス導入ガイダンス（報告書）」

情報セキュリティ基本問題委員会（平成21年6月）

### 報告書の概要

企業の経営陣が、自社が保有する情報の価値を正しく認識し、リスク管理の一環として、リーダーシップを持って情報セキュリティ対策を推進すること、すなわち「情報セキュリティガバナンス」を確立することは企業の経営戦略上、非常に重要な課題である。この認識の下、「企業における情報セキュリティガバナンスの確立」について普及・促進を図るべく、検討を行い、下記の報告書（ガイダンス）を取りまとめた。

#### （１）情報セキュリティガバナンス導入ガイダンス

情報セキュリティ対策は、情報資産ごとに、企業経営的な見地からリスク判断を行い、そのリスクに見合った対策を行うことが重要である。しかしながら、現場に判断が必要な時に経営陣の方針が見えない、経営陣に情報セキュリティ対策の効果が見え難いといった問題が指摘されている。このため、経営陣と現場の間のギャップを埋め、適正な情報セキュリティガバナンスを確立するために、経営陣が行うべき役割と情報セキュリティガバナンスの効果について検討・提示を行った。

#### （２）情報セキュリティ関連法令の要求事項集

企業において情報セキュリティ対策を実施していくためには、労務管理をはじめとする、各種関係法令を遵守して実施していくことが不可欠である。このため、企業の情報セキュリティに関する法令遵守上の課題を解消し、企業において効率的・効果的な情報セキュリティ対策を促進することを目的として、企業が情報セキュリティ対策を進める上で、有用となる法的論点について検討を行い、基本的な考えと解説についてまとめた。

#### （３）アウトソーシングに関する情報セキュリティ対策ガイドライン

企業のアウトソーシング先における対策が不十分であった場合、情報セキュリティ事故が起こった際には自社の経営にもその影響が及ぶ可能性がある。このため、アウトソーシングを検討するにあたっては、情報セキュリティの観点上のリスク・マネジメントも重要となる。そこで、本委員会においては、企業がアウトソーシングを検討、実施する際に対応を検討すべき情報セキュリティ上のリスクの提示及びアウトソーシング先に求める対策等、事前検討項目及び実施方策等を検討し、提示した。

#### （４）情報セキュリティ格付を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項

情報セキュリティガバナンスを確立・実施している企業が、適正に利害関係者から評価される仕組みが存在することが重要であるという認識の下、これを第三者が評価する情報セキュリティ格付が市場からの適正・公平な

評価を得るために重要な、民間格付機関が満たすべき事項を検討し提示した。

## 商品取引所分科会

### 「産業構造審議会商品取引所分科会報告書」

商品取引所分科会（平成 21 年 2 月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会商品取引所分科会では、平成 20 年 3 月に農林水産大臣及び経済産業大臣から「内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度のあり方如何。」との諮問がなされたことを受け、審議を行い、平成 21 年 2 月に「産業構造審議会商品取引所分科会報告書」を取りまとめ、答申した。

#### （１）商品先物市場を巡る環境変化

原油や穀物などの資源・食料価格、ひいてはその生産・流通は、現物及び先物の両面から世界的な構造変化が進行しており、我が国の製造業、農業、運輸業その他の国民経済に深い影響を与えつつある。具体的には次のとおりである。

商品先物市場のグローバル化、ボーダレス化と金融的要因の拡大  
資源・食料等の需給構造の変化及び商品価格の変動率の増大  
世界的な取引所間競争の激化と国内取引所の流動性の低下

#### （２）商品先物市場政策に求められる課題

商品先物市場は、産業インフラとしての機能を有しており、その有効活用が、我が国経済の安定的発展を可能とし、また、付加価値創出活動へ事業資源を集中させるために不可欠である。商品先物市場がその機能を十分に発揮するために解決しなければならない課題は、制度面も含め概ね次の３項目に集約できる。

事業者にとって「使いやすい」市場を構築すること  
商品先物市場の透明性を向上させること  
商品先物市場の利用者の「トラブルがない」商品先物市場を実現すること

#### （３）商品先物市場政策の基本的方向性

これらの課題に対しては、現行制度の枠組みの内だけでは十分な対応は困難であり、制度自体の改善に取り組む必要もある。現行の国内と海外で分断された法体系は世界的潮流に適合しておらず、国内、海外、店頭商品先物取引を横断的に、継ぎ目なく規制する法体系を構築することが欠かせない。その上で、上記課題への制度的対策を講じることで、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を期待することができる。

#### （４）具体的な見直し項目

「使いやすい」商品市場の実現

円滑な資産運用を行い得る環境整備による資産の流動性向上のための市場へのアクセス面及び市場の利便性向上への対応によって、事業者や金融機関

などの参加者が「使いやすい」商品市場の実現を図る。

- ・店頭商品先物取引等に関する規制の整備
- ・規制の柔構造化（「プロ・アマ」規制の導入）
- ・証拠金制度の柔軟化
- ・商品先物取引仲介業の導入
- ・取引所の兼業規制の緩和等
- ・取引所に対する株主規制の見直し等
- ・金融商品取引所との相互乗り入れ
- ・取引所の品ぞろえの多様化
- ・その他取引所に対する諸規制の合理化等
- ・特定顧客に対する一任売買（いわゆる「ラップ口座」の取り扱い）

「透明な」商品先物市場の実現

取引所における相場操縦行為等の監視だけでなく、店頭市場や海外市場にも十分に視野を広げることにより「透明な」商品市場の実現を図る。

- ・店頭商品先物市場の実態把握
- ・幅広い相場操縦行為等に関する規制の整備
- ・外国規制当局との情報交換手続等
- ・取引所から当局への報告事項の拡充
- ・緊急時の市場管理規定の整備
- ・取引所による自主規制業務の実施

「トラブルのない」商品先物市場の実現

国内、海外、店頭商品先物取引を横断的に、継ぎ目なく規制する法体系を構築することにより「トラブルのない」商品先物市場の実現を図る。

- ・海外商品先物取引等に対する規制の整備
- ・規制の柔構造化（「プロ・アマ」規制の導入）
- ・「不招請勧誘の禁止」規定の導入
- ・委託者保護基金制度の強化
- ・利用者トラブルへの対応体制の強化

## 商品取引所分科会

「内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度のあり方について」(答申)  
商品取引所分科会(平成21年2月)

## 答申の概要

平成20年3月26日付けで産業構造審議会に対してなされた内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度のあり方に係る諮問について「産業構造審議会商品取引所分科会報告書」のとおりとりまとめた。

## 知的財産政策部会

### 「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について（報告書）」

知的財産政策部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会（平成21年2月）

## 報告書の概要

産業構造審議会知的財産政策部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会では、企業が有する営業秘密の適切な保護のための法的措置を講じることにより、我が国企業の競争力の維持・強化を図っていくため、現行の営業秘密侵害罪（不正競争防止法第21条第1項）及びその刑事訴訟手続の在り方についての検討を行い、報告書を取りまとめた。

### （１）営業秘密に係る刑事的措置の見直しの必要性について

営業秘密侵害罪は、創設当時の営業秘密をめぐる企業環境及び当時の社会状況に応じつつも、その当時は財産的価値のある情報を保護するための罰則という新しい刑罰規定であることなどにかんがみ、極めて慎重かつ謙抑的にその構成要件が設けられたものであるが、現在においては、営業秘密の侵害を実効的に抑止し、営業秘密を適切に保護しうるものとなっているかについて、検討が迫られている。

### （２）構成要件の見直しについて

営業秘密侵害罪の保護法益を、個人的法益である営業秘密の財産的価値及び社会的法益である公正な競争秩序の維持と考える現在の体系を維持しつつ、営業秘密の特質を踏まえ、保有者による営業秘密の秘密管理体制を侵害して営業秘密を取得する行為の当罰性を、従来より高く評価する方向で考える。

目的要件の在り方について

営業秘密の不正な取得行為・領得行為について

不正使用・不正開示罪の在り方

その他の構成要件の見直しについて

### （３）刑事訴訟手続の在り方について

裁判の公開の要請に十分に配慮し、かつ、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続への支障のおそれが生じることのないようにしつつ、それ自体に極めて重要な価値が認められ得る営業秘密を保護する観点から、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的な措置の在り方について検討する必要があると考えられることから、今後、法務省と経済産業省とで共同して、その具体的な在り方について検討し、可及的速やかに具体的な成案を得ることを目指すべきであ

## 産業金融部会・流通部会

### 「商取引の支払サービスに関するルールのあり方について（報告書）」

商取引の支払に関する小委員会（平成20年12月）

#### 報告書の概要

近年、多様な分野の事業者の参入が進む収納代行、電子マネーといった新たな代金支払サービスについて、安全・安心とイノベーションを両立させて消費者利益の保護を図るため、支払サービスに関するルールのあり方について検討を行った。

#### （１）商取引の支払サービスに係る消費者利益の保護

収納代行・代金引換は通信販売事業者等の委託を受けて行う代金弁済の代理受領であり、収納代行事業者が現金を消費者から受領した時点で原因関係である代金債務が決済される。その時点以降に収納代行事業者が倒産しても、そのリスクは委託事業者が負担することから、消費者は二重払いのリスクを負うことはないが、現実には事業者側のミスによる二重請求や、悪質な委託事業者による架空請求等のトラブルも報告されている。したがって、以下のような点について、まずは事業者及び事業者団体による自主的な取組を進めることが求められる。

二重弁済の防止のため、委託事業者との間で代理受領であることを明確化するとともに、その旨が明らかとなる領収書を交付すること。

不正請求を防止するため、委託事業者に対する審査による悪質事業者の排除を図るとともに、消費者からの相談窓口の設置やクレームの際の返金処理等の対応方針を開示すること。

電子マネーは、代金支払のために利用した時点で消費者の代金債務が決済されることから、それ以降の電子マネー事業者の倒産による二重払いのリスクはない。また、前払式証票規制法により前受金保全措置がとられている。トラブル事例は少ないが、収納代行と同様に、トラブル防止のための事業者による自主的な取組を進めることが求められる。

#### （２）支払サービスに関する金融規制のあり方

金融システムの安定性に関わる分野は重い規制とする一方で、単に利用者保護を図ることで十分な分野は当該サービスの特質に応じて必要最小限の規制とすべきである。

銀行法上の為替取引規制について、銀行による送金業務の独占を解禁する方向で規制緩和を図ることが、送金手数料の引下げや革新的なサービス提供の拡大を通じて消費者の利便性向上を図るために重要である。その際、預金の受入れを行わない送金サービスにはシステミックリスクはないことから、利用者保護のための必要最小限度の規制とすべきである。

送金サービス規制の対象は、個人を含む不特定多数の者を相手にした送金サー

ビス（換金型電子マネーを含む）に限るべきである。他方、商取引の代理人（販売代理店等）による支払はもとより、収納代行や代金引換のように、契約の媒介や商品の運送等の商取引に付随する機能として支払サービスを行う場合や事業者の委託を受けて代理受領を行う場合については、商取引と一体となって提供されている支払サービスであり、送金規制の対象とすべきではない。送金規制の対象とすれば、サービスのコスト高やサービス内容の制約につながることも懸念される。消費者の保護は、むしろ、代理受領の明示による二重弁済の防止等の商取引上の措置によって図ることが望ましい。

## 通商政策部会

### 「２００９年版不公正貿易報告書」(報告書)

不公正貿易政策・措置調査小委員会（平成２１年５月）

## 報告書の概要

世界貿易機関（ＷＴＯ）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。本報告書は、大きく分けて３部から構成され、巻末に資料編として、ＷＴＯドーハ開発アジェンダ（ＤＤＡ）の動向やＷＴＯ加盟交渉の現状についての紹介、さらに個別のＷＴＯ紛争案件についての解説を掲載している。

### （１）第一部

第一部においては、主要貿易相手国１１ヶ国を含む１３ヶ国・地域の計１１８件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。これにより各国の措置が国際ルール上どういった点で問題となりうるかを示している。

### （２）第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるＷＴＯ協定と主要ケースに関する解説を行っている。

### （３）第三部

ＷＴＯ協定を補完する新たな国際ルールとして機能し、今後、紛争処理のベースともなる経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。さらに、投資協定に基づく投資家（私人）対国家の国際仲裁についても、我が国企業の投資・経営判断の幅を広げる一助とするため、主要ケースを具体的に紹介している。

## 環境部会

### 「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書（報告書）」

廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会合同会合（平成20年7月）

## 報告書の概要

平成20年2月にとりまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」にて、特定家庭用機器の品目追加及び再商品化等基準の変更等について提言されたことを踏まえ、検討を行い下記の報告をまとめた。

### （１）特定家庭用機器の品目追加

品目追加に当たって、今後急速に普及が見込まれる液晶テレビ及びプラズマテレビ並びに洗濯機と類似商品となっている衣類乾燥機は、対象要件を満たすため、対象品目として追加すべきとの提言を受け、対象品目の範囲及び再商品化等基準を検討。液晶テレビについては、市町村が、小売業者に引取義務が生じない廃家電を、排出者に混乱を招くことなく確実に回収し、製造業者等へ引き渡す体制の構築及び不法投棄未然防止策の取組を引き続き進めることを前提に、小型の場合も対象品目に含める（携帯テレビ等は対象品目外とする）。

### （２）再商品化等基準の変更

それぞれの特定家電製品について、製品組成データ並びに素材毎の含有率及び素材回収効率を乗じて得た値を基に、再商品化基準を設定。

- ・エアコンディショナー（60％から70％へ）
- ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫（50％から60％へ）
- ・電気洗濯機・衣類乾燥機（50％から65％へ（衣類乾燥機は新設））
- ・液晶テレビ・プラズマテレビ（50％（新設））
- ・ブラウン管テレビ（55％（現状維持））

### （３）再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項

近年、代替フロン（HFC）を冷媒としたヒートポンプを内蔵した洗濯乾燥機が普及し始めており、使用されているフロン類について、適正な回収・破壊を義務づけることが適当。

## 環境部会

### 「環境を『力』にするビジネス」新戦略 ～環境を軸とする新たな企業価値の創出～（中間取りまとめ）

産業と環境小委員会（平成 21 年 6 月）

## 中間取りまとめの概要

産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会では、平成 21 年 6 月 22 日に環境保全と経済成長が両立した持続可能な産業、社会への転換を実現する観点から、「環境を『力』にするビジネス」の新戦略として下記の間取りまとめを行った。

### （１）「環境立国宣言」以降の取り組みのレビューと現時点における喫緊の政策課題

「環境立国宣言」以降、経済産業省では、官民の連携のもと、環境経営・環境ビジネス・環境コミュニケーション施策を展開してきたが、これらの取組は未だ十分に普及していない。環境保全と経済成長が両立した持続可能な産業・社会への転換のためには、より一層の施策の推進が必要。

### （２）「環境を『力』にするビジネス」新戦略

「環境立国宣言」以降の取り組みのレビューを踏まえ以下の新戦略を策定。

「環境を『力』にするビジネス」に関するコミュニケーションのシステム化

- ・カーボンフットプリント制度の構築と普及促進、３Ｒの環境配慮情報の活用を通じた消費者への見える化
- ・「環境力」評価手法の開発及び株価指数への適用等による投資家、金融機関への見える化
- ・消費者向けの広報・啓発活動を通じた環境コミュニケーションの推進

「環境を『力』にするビジネス」に資する環境技術開発及び導入促進

- ・技術戦略マップの政策インフラとして活用
- ・太陽光発電の技術革新、次世代自動車の開発や買い換え促進等の世界トップ水準にある環境・エネルギー技術の開発・導入促進
- ・環境ベンチャーの育成策の展開

「環境を『力』にするビジネス」の高度化

- ・ライフサイクルアセスメント、マテリアルフローコスト会計等の環境経営ツールのワンストップ化及び高度化
- ・環境負荷低減を促す環境ソリューションビジネスについて、産学官が連携するコンソーシアムの創設、評価手法の確立等を通じた強化

- ・ サプライチェーン企業間での省資源型ものづくりの高度化等による 3 R の取り組みの高度化

「環境を『力』にするビジネス」の地域における展開

- ・ 環境ビジネスのモデル事業の成果を踏まえたマニュアルを作成し、環境モデル都市や、その他環境負荷低減を積極的に推進する地域への展開

「環境を『力』にするビジネス」の国際展開

- ・ アジアにおける環境分野の法制度整備、執行体制強化等を通じた「環境に優しいアジア」の実現
- ・ わが国の意向が十分に反映された国際標準等の策定を図ることによる欧米市場に進出するわが国企業の国際競争力の確保

## 化学・バイオ部会

### 「カルタヘナ法施行後 5 年後の検討結果について（報告書）」

組換え DNA 技術小委員会（平成 21 年 7 月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会化学・バイオ部会組換え DNA 技術小委員会では、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）」が平成 16 年 2 月に施行されてから、平成 21 年 2 月をもって 5 年が経過したことに鑑み、カルタヘナ法附則第 7 条に基づき、経済産業省所管分野のカルタヘナ法の施行状況について検討を行い、以下の報告をとりまとめた。

#### （１）経済産業省所管分野でのカルタヘナ法の施行状況

過去 5 年間の施行状況について以下の点について検討を行った。

第二種利用に関する大臣確認の状況について

G I L S P リスト告示の改正状況について

立入検査の状況について

#### （２）検討結果のまとめ

カルタヘナ法施行後 5 年間の施行状況を検討した結果、法律改正を必要とするような問題点はないとの結論に至り、より円滑な執行に資する観点から、運用上の改善に関して以下のとおり検討を行った。

大臣確認審査に関する申請者の負担軽減

審査スケジュールの事前公表、申請マニュアルの整備等の取組を進めることが申請者の負担軽減に資すると考えられる。

大臣確認審査業務の円滑化、効率化について

中長期的に円滑で適切な審査の実現に向けて、最新の技術情報、過去の審査案件や関連する技術データや知見が集積され、かつ、確認審査の支援のみならず申請者の支援も考慮された運営体制の構築が望まれる。

G I L S P リストの円滑な運用

使用者の自主的な管理を可能にしている本リストの利活用の実態を踏まえ、今後の中長期的な運用をより透明で信頼性の高い取組で推進することが望まれる。

国民理解の促進

産業利用に遺伝子組換え技術が安全に運用されている実態について、幅広く周知することが望まれる。

等

## 化学・バイオ部会

### 「化審法見直し合同委員会報告書（報告書）」

化学物質管理企画小委員会（平成21年2月）

## 報告書の概要

「2020年までに化学物質の生産や使用が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する」との持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）の目標達成に向けた最近の化学物質管理を取り巻く国内外の環境の変化に対応する観点から、厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会及び中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会合同会合（化審法見直し合同委員会）において、現在の化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）の制度改正の必要性、新たな制度の在り方等について検討を行い報告書を取りまとめた。

### （１）2020年に向けた化審法の新体系

上市後の全ての化学物質を対象として、リスク評価を優先的に行うべき物質を絞り込み、それらについてハザード情報等を段階的に収集し、リスク評価を実施する体系を官民の連携の下に構築する。

また、新規化学物質の上市前審査の際、現在の化審法で行われているハザード評価に加えて、リスクの観点を踏まえた評価を行う。

第一種特定化学物質、第一種監視化学物質及び第二種特定化学物質については、国際的な動向を踏まえつつ、厳格な管理措置と行うとともに適切なリスク措置を講ずることとする。

### （２）2020年に向けたスケジュール等

新制度の構築による化学物質管理体系の提示

- ・新制度運用開始から1年間を経た後、優先評価化学物質の絞り込み開始。
- ・十分なデータが揃っていない化学物質について、積極的に情報収集を実施。

化学物質管理に関する情報提供の在り方

- ・企業の知財や競争上の地位に配慮しつつ化学物質の安全性情報を積極公開。
- ・国民にも分かりやすい形の情報提供。

化学物質安全性情報に係る基盤整備の在り方

- ・化学物質の安全性情報のデータベース等は、他法令に基づく情報発信との連携、国際的なデータベースとの相互接続等、戦略的な取組が必要。

今後の課題

- ・ナノマテリアルについては、科学的知見の蓄積等を踏まえ引き続き検討。
- ・化学物質管理に関する法制度について事業者等に分かりやすく説明。

## 消費経済部会

「平成20年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況（報告）」

「リコールの課題と今後のあり方について（とりまとめ）」

製品安全小委員会（平成21年5月）

## 報告等の概要

産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会においては、これまで製品事故情報の報告義務化について審議を行い、19年5月に重大製品事故報告・公表制度として施行される等、製品安全文化の構築に向けて検討を行ってきた。本制度については、施行後、一年ごとに施行状況の報告を行っており、本年も下記（1）の報告を行った。

また、本制度を契機とした事業者の自主的なリコールが行われるものの、リコールの進捗率が上がらないといった問題が生じている。このようなリコールの課題と今後のあり方について、下記（2）をとりまとめた。

### （1）平成20年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況（報告）

#### 施行状況の概要

- ・平成20年度の重大事故受付件数は1,412件
- ・重大事故を契機としたリコールは45製品

#### 今後の課題

- ・消費者庁への事故報告受付・公表等の円滑な移管
- ・事故原因究明を踏まえた技術基準等の見直し

### （2）リコールの課題と今後のあり方について（とりまとめ）

リコールの課題に対応するには、今後は製造・輸入事業者のみならず、国、販売事業者、関係事業者、報道機関、消費者団体、各地の消費生活センター、消費者等の各関係主体がそれぞれの立場で取組を行っていく必要がある。

#### リコールの現状と課題

・事業者が情報周知に努めているものの、リコールの進捗率が上がらない場合がある。また、リコール報告後の事故も発生している。

#### リコール円滑化に向けた対応

- ・情報発信力の強化・・・事業者や経済産業省等が情報発信する場合は、写真等を使用してより分かりやすく行うことが必要。
- ・生活の現場における取組の強化・・・地方紙等の報道機関、顧客密着度の高い地域店、自治体等の消費者等への対応が重要。
- ・関係事業者間等の連携強化・・・製造事業者間の連携や、製造事業者と販売事業者、不動産管理者、保険会社等の連携を推進し、総合力で対処していくことが必要。